

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四万十町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高知県四万十町長

公表日

令和5年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係る証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	介護保険システム、徴収管理システム、地域包括支援センター向けシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル、賦課・徴収ファイル、介護受給者台帳ファイル、介護給付実績ファイル、介護特別徴収対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年第5号） 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,34,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109,117,120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年第7号、以下「主務省令」）第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第22条の3、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二 93,94の項 ・主務省令 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢者支援課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3900

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[☐]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	I－5－②	健康福祉課長 山本 康雄	健康福祉課長 野村 和弘	事後	
平成30年8月1日	II－1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年8月1日	II－2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	(旧項目名) I－5－②所属長 (新項目名) I－5－②所属長の役職名	健康福祉課長 野村 和弘	健康福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式変更
令和1年6月28日	II－1 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	II－2 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式の追加
令和2年4月3日	I－5－①	健康福祉課	高齢者支援課	事後	組織再編に伴う課名の変更
令和2年4月3日	I－5－②	健康福祉課長	高齢者支援課長	事後	組織再編に伴う課名の変更
令和2年4月3日	I－8	高齢者支援課 電話番号0880-22-3115	高齢者支援課 電話番号0880-22-3900	事後	組織再編に伴う課名及び連絡先の変更
令和2年4月3日	II－1 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年4月1日	事後	見直しによる修正
令和2年4月3日	II－1 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年4月1日	事後	見直しによる修正
令和3年8月11日	II－1 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正
令和3年8月11日	II－2 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正
令和3年8月11日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68の項	・番号法第9条第1項 別表第一 68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第5号) 第50条	事後	法改正に伴う項番変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,109,117の項 【情報照会】93,94の項	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108,117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年第7号、以下「主務省 令」) 第1条から第7条、第10条、第19条、第22 条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の 2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、 第55条、第59条の2の3 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ・主務省令 第46条、第47条	事後	法改正に伴う項番変更
令和5年11月30日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年8月11日	11月30日	事後	見直しによる修正
令和5年11月30日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年8月11日	11月30日	事後	見直しによる修正
令和5年11月30日	I-4-②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,83,87,90,94,95,108,117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年第7号、以下「主務省 令」) 第1条から第7条、第10条、第19条、第22 条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の 2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、 第55条、第59条の2の3 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項 ・主務省令 第46条、第47条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,34,39,42,43,46,56 の 2,58,61,62,80,81,83,87,90,93,94,95,97,108,109,11 7,120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年第7号、以下「主 務省令」) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7 条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22 条の2、第22条の3、第24条の2、第25条、第25 条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33 条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、 第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、 第59条の3	事後	法改正に伴う項番変更
令和5年11月30日	I-1-②事務の概要	⑦介護保険に係わる証明書の発行	⑦介護保険に係る証明書の発行	事後	見直しによる修正
令和5年11月30日	I-1-③システムの名称	地域包括支援センター支援システム	地域包括支援センター向けシステム	事後	見直しによる修正